

令和4年度のトライアル実施に伴い、一部、修正等を行っています。
修正箇所は赤字、適用しないものに関しては文章に訂正線を引いて対応しています。

大和田小学校 P T A 会 則

〈名 称・事 務 所〉

第1条 本会は、大和田小学校 P T A と称し、事務所を大和田小学校におく。

〈性 格〉

第2条 本会は、教育を本旨とする民主的団体であつて、その活動は非営業的、非宗教的である。本会の役員はその名において、他の団体又は事業に関係してはならない。

〈目 的・事 業〉

第3条 本会は、次の目的をもち、それに応ずる事業を行う。

1. より良い保護者、教職員となり、子どもの教育的環境をより良くする。
2. 保護者と教職員の聡明な協力により、子どもの教育的環境をより良くする。
3. その他必要なこと。

〈他 団 体 と の 連 携〉

第4条 本会は、第2条及び第3条の規定に従い、必要に応じて他団体と連携することができる。

〈会 員〉

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する本校在籍児童の保護者、教職員とする。

〈構 成〉

第6条 本会の構成の単位は、学級・学年・及び支部とする。

〈役 員〉

第7条 本会の役員に関する規定は、次の通りとする。

1. 役職と任務
 - (1) 会 長 会務を総理し、会を代表する。
 - (2) 副 会 長 会長を補佐し、会長事故ある時は、その職を代行する。
 - (3) 理 事 会の運営に参画する。
 - (4) 幹 事 会長の命を受け、会務の遂行にあたる。

- (5) 会 計 会計にあたる。
- (6) 監 査 独立した立場にあり、次の事項について年2回監査を行ない、その結果を総会で報告する。

- ① 金銭の出納についての照合。
- ② 計算上の誤りはないか。
- ③ 項目は正しいか。
- ④ 必要適正な支出か、など

2. 選 出

(1) 会 長・副 会 長・監 査

総務会で選考し総会で承認を得る。但し、理事会での選考に際して次年度役員選考委員会を設置して、その意見を参考にしなければならない。
尚、次年度役員選考委員会は、PTA理事代表、学校代表で構成する。
また、選考委員本人が推薦された場合は、公正を保つためその役を退き、他の選考委員を新たに指名する。

(2) 理 事

会長、副会長、幹事、会計、及び、~~学年部員、各部長、~~ならびに教職員若干名をもって構成する。

(3) 幹 事・会 計

会長が委嘱する。

3. 任 期

役員の任期は、1ヵ年とする。但し重任を妨げない。補欠のための任期は、前任者の残任期間とする。

〈活 動〉

令和4年度は、地域委員会以外の専門部については部を設けず、活動ごとにボランティア制にてボランティアを募ります。なお、各活動の管理は、総務にて行います。

第8条 会の目的を推進するため、学年部、ボランティア部、文化厚生部、広報部、**地域委員会**を設ける。必要に応じて会長は、**総務会**の承認を得て、部の廃止や設置をすることができる。

1. 部とその活動内容

- (1) 学 年 部：学級内、学年間の意見交換及び連絡調整の活動を行なう。
- (2) ボランティア部：奉仕的な活動を受け持つ。

- (3) 文化厚生部：文化的活動と厚生を図る。
- (4) 広報部：会の広報活動を受け持ち、広報紙『ひろば』を発行する。
- (5) 地域委員会：通学路の安全確保と地域活動及び資源回収を行なう。

2. 部員の選出と構成

- (1) 各学級より役員を選出する。学年部、ボランティア部、文化厚生部または広報部のいずれかに所属する。
- (2) 学年部・ボランティア部・文化厚生部・広報部は、各部員で構成する。
- (3) 地域委員会は、通学班の保護者から選出される地域委員で構成する。

〈会議〉

第9条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 会議の種類とその任務

(1) 総会

本会は最高決議機関であって、定期総会（毎年1回定期開催）と臨時総会とし、委任状を含め2分の1以上の出席を持って成立する。

また、総会は次の事項を審議し、出席者（委任状を含む）の過半数をもって議決する。

- ① 予算と事業計画
- ② 決算と事業報告
- ③ 会則の変更
- ④ 役員を選出
- ⑤ その他必要事項

~~(2) 理事会~~

~~総会につぐ議決機関であって、会の運営についての全般を審議し、原則として月1回開催する。~~

(3) 総務会

会長、副会長、幹事、会計、校長、教頭で構成され、会の全般の運営にあたる。

~~(4) 部会~~

~~部会は、会長、部長名で随時召集され活動を推進する。~~

~~各部長は、理事会へ出席する。各部は、部長1名、副部長2名（1名は書記・もう1名は会計を担当）を置く。~~

~~部長が理事会を欠席の場合は、副部長か部員が部の代表として1名出席する。~~

2. 会議の運営

会議は会長の必要と認めたとき、または構成者の過半数の要求によって開催

され、民主的に運営される。
学校長は、すべての会議に参加し意見を述べることができる。

〈会 費〉

第10条 本会の運営は会費によることを本体とする。

〈会 計 年 度〉

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

~~〈慶 弔〉~~

~~第12条 本会の会員及び本校在籍児童に関し、慶弔あるときは、別途、細則で定める。~~

[附則]

昭和47年7月7日	一部改正
昭和51年5月1日	一部改正
昭和52年4月30日	一部改正
昭和57年4月24日	一部改正
昭和58年4月27日	一部改正
昭和61年4月30日	一部改正
昭和62年4月30日	一部改正
平成元年4月15日	一部改正 (PTAへ名称の件等)
平成3年4月27日	一部改正
平成7年5月6日	一部改正 (支部名称変更)
平成8年2月26日	一部改正 (組織内容変更)
平成8年4月30日	一部改正 (選考内容一部追加)
平成12年4月25日	一部改正 (資源回収名称変更)
平成13年4月26日	一部改正 (部会の名称変更)
平成19年5月2日	一部改正 (会費変更)
平成26年4月23日	一部改正 (会費月額削除)
平成28年4月23日	一部改正 (役員定数削除等)

細 則

1. 役員規定

(1) 本会役員の定数

- ① 会長 1名
- ② 副会長 2名
- ③ 幹事 3名
- ④ 会計 2名
- ⑤ 監査 2名

~~(2) 各部員の定数~~

- ~~①各学級より3名選出し、学年部1名、ボランティア部1名、文化厚生部または広報部1名とする。~~

ただし、特別な事情がある場合のみ、会長は、**総務会**の承認を得て、本会役員・各部員の定数を増減することができる。

(3) 会長・副会長に就任したものは、翌年度以降、全ての役職・係を免除される。ただし、本人の意思による全ての役職・係への就任を妨げない。

(4) 全ての部の部長・副部長に就任したものは、翌年度以降、全ての部の部長・副部長を免除される。ただし、本人の意思による全ての部の部長・副部長への就任を妨げない。

2. 活動費規定

(1) 大和田小学校に児童が通う全家庭は活動費を納入する。

なお、活動費の金額はその年度の活動内容によるものとし、変動する可能性があるものとする。

(2) 2学期終業日までの転出入に関し、会費の集金・返金を行う。

~~3. 慶弔規定~~

~~(1) 会員または児童が死亡や罹災した場合、次の弔慰金を送るものとする。~~

- ~~① 死亡の時・・・・・・・・・・・・・・・・・・10,000円~~

- ~~② 罹災（火災＝全・半焼、その他の被害）については、5,000円の見舞い金を送る。~~
- ~~（2）会員・児童以外の弔慰金やその他特別な事情がある場合は、正副会長が協議の上、適宜対処する。~~
- ~~（3）本会の慶弔に関する返礼は、一切行なわないものとする。~~

4. 次年度役員選考委員会

〈名 称〉

第1条

大和田小学校PTA役員選考委員会という。

〈目 的〉

第2条

大和田小学校PTA役員候補を総務会に推薦する。

〈構成及び選考〉

第3条

1. 大和田小学校PTA会則第7条の2の（1）に基づく。
2. 推薦状の開票は、選考委員長および指名された1名、校長、教頭の4名で行う。

〈任 期〉

第4条

総務会は役員選考委員会を改選年度の前年度に設立する。役員選考委員会の任期は、改選年度の前年度から、改選が行われる総会までとする。

〈活 動 の 内 容〉

第5条

1. 役員選考委員会は、自薦、他薦の役員候補を会員の中から募集し、これを優先する。もし、役員候補の推薦が決まらない場合は、前年度理事の中から選出する。経歴や推薦理由を審査する。
2. 役員選考委員会は役員候補を審査して、総務会に推薦する。総務会はこれを受けて役員候補を決め、総会に提案しなければならない。

第6条

この細則4の改廃にあたっては総務会で決定される。

5. 補欠の追加

補欠は役員が年度途中でその役を退く場合に総務会の承認を得て任に就くものとする。

6. 附 則

- (1) 細則は平成9年3月26日より実施する。但し、次年度役員選考委員会については平成17年5月6日から施行する。
- (2) 細則の変更は総務会承認とし、次回総会で報告する

平成28年3月17日 一部改正

平成30年3月13日 一部改正